

令和 7 年度
障害者・難病患者を対象とした
山 梨 県 職 員 採 用 選 考 試 験
試 験 案 内

第 1 次試験日 令和 7 年 9 月 2 8 日（日）

受付期間 令和 7 年 8 月 8 日（金）～8 月 2 5 日（月）午後 5 時 1 5 分

山 梨 県 人 事 委 員 会 事 務 局

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6 - 1（県庁別館 3 階）

TEL. 055-223-1821

山梨県職員採用サイト <https://www.pref.yamanashi.jp/jinji-iin/saiyou/>

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者・難病患者の雇用の促進を図ることを目的として行います。

なお、この試験は、高等学校卒業程度の試験です。

1 試験職種及び採用予定人員等

区 分	試験職種	採用予定人員	職 務 内 容
障 害 者	行 政	3 名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
	警察行政	1 名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事します。
難病患者	行 政	3 名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

※採用予定人員は変更になる場合がありますので、山梨県職員採用サイトで確認してください。

2 受 験 資 格

(1) 受験できる者

【障害者区分】

次の要件ア及びイを満たす者

ア 次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者

※ 下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

- ① 身体障害者手帳
- ② 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書
- ③ 産業医又は人事院規則10-4第9条等に規定する健康管理医による②に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）
- ④ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳

イ 平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者

【難病患者区分】

次の要件ア及びイを満たす者

ア 障害者総合支援法の対象となる疾病（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）に規定されている疾病 ※R7.4.1現在、376疾病）の診断を受けている者

※ 詳しくは、厚生労働省ホームページでご確認ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html

イ 平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者

※ 障害者総合支援法の対象となる疾病の診断を受け、障害者手帳の交付も受けている場合は、障害者区分を受験することも可能です。ただし併願はできないため、どちらかを選択していただく必要があります。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	令和7年9月28日（日） （受付時間） 午前8時30分から午前9時まで ※状況によって受付開始時間を早める場合があります。 ※試験は午後2時35分頃終了予定 点字による試験は午後4時15分頃終了予定	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
第2次試験	令和7年10月27日（月）～28日（火） のうち指定する1日 ※受付時間等は、第1次試験合格通知書で指定します。	山梨県庁防災新館 （甲府市丸の内一丁目6-1）

※ 試験日・試験会場等は変更になる場合があります。必ず山梨県職員採用サイトで確認してください。

4 合格者の発表

第1次試験合格者	10月10日（金） 正午【予定】	山梨県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知します。
最終合格者	11月17日（月） 正午【予定】	合格者の受験番号は、山梨県職員採用サイトにも掲載します。

※ 電話でのお問い合わせには応じておりません。

5 試験方法

(1) 区分・配点・内容

区 分		配点	内 容
第1次試験	教 養 試 験 (試験時間90分) (点字135分)	60 点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による <u>高等学校卒業程度</u> の筆記試験を行います。 出題数は30題です。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
第2次試験	第1次試験日に実施		
	作 文 試 験 (試験時間60分) (点字90分)	30 点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行います。
	人 物 試 験 (適性検査)	—	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて適性検査を行います。
	人 物 試 験 (個別面接)	60 点	コミュニケーション能力、積極性、誠実性等について、個別面接を行います。
資 格 調 査		—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行います。

※ 作文試験は第1次試験日に実施しますが、第2次試験として評価しますので、第1次試験合格者のみ採点します。

なお、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験の順位付けはせず不合格とします。

※ 人物試験（適性検査）は第1次試験日に実施しますが、第2次試験の人物試験（個別面接）の参考とするため、第1次試験合格者のみ判定します。

なお、第1次試験日に人物試験（適性検査）を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験の順位付けはせず不合格とします。

※ 試験の例題等は、山梨県職員採用サイトに掲載しています。また、山梨県県民情報センター（甲府市丸の内一丁目6-1（県庁別館2階））でも閲覧やコピーができます。

(2) 受験上の配慮

○ 受験の際に配慮を必要とする事項がある場合には、試験申込みに際して「6 受験上、配慮を必要とする事項」欄に入力してください。試験申込みの際に入力していただいた事項については、申込受付後、人事委員会事務局から電話で確認させていただきます。

なお、申請の内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

○ 点字での受験は、教養試験及び作文試験ともに点字による出題、解答となりますので、点字用の器具を持参してください。点字による受験は、試験時間及び作文試験の文字数が異なります。点字による受験を希望される方は、別途、点字による試験案内（概要版）を配付しますので、山梨県人事委員会事務局（TEL 055-223-1821）までお問い合わせください。

○ 医学的観点から試験時間の延長が必要と認められる場合には、点字による受験の試験時間の範囲内で、試験時間を延長することがあります。

6 合格者の決定方法

(1) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定します。ただし、第1次試験の教養試験の得点が配点の3割未満の場合、不合格となることがあります。

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがあります。

(2) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が高点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第1次試験・教養試験の得点により合格者を決定します。

7 試験結果の提供

採用試験の結果については、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第19条の規定により、簡易な手続による保有個人情報の提供の申出をすることができます。

なお、電話、はがき等による申出では提供できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）を持参の上、受験者本人が提供場所へおいください。

受付時間は、提供期間中の土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

試 験	申出 できる者	提 供 内 容	提供期間	提供場所
第1次試験	不合格者	教養試験の得点及び順位	各試験の 合格発表日 から1週間	人 事 委 員 会 事 務 局 (県庁別館3階)
第2次試験	受 験 者	第1次試験の提供内容、作文試験・人物試験の得点、第2次試験の合計得点、最終合計得点及び順位		

8 給 与

選考試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む、高校卒の場合）は、約199,900円（令和7年4月1日現在）です。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算されます。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。

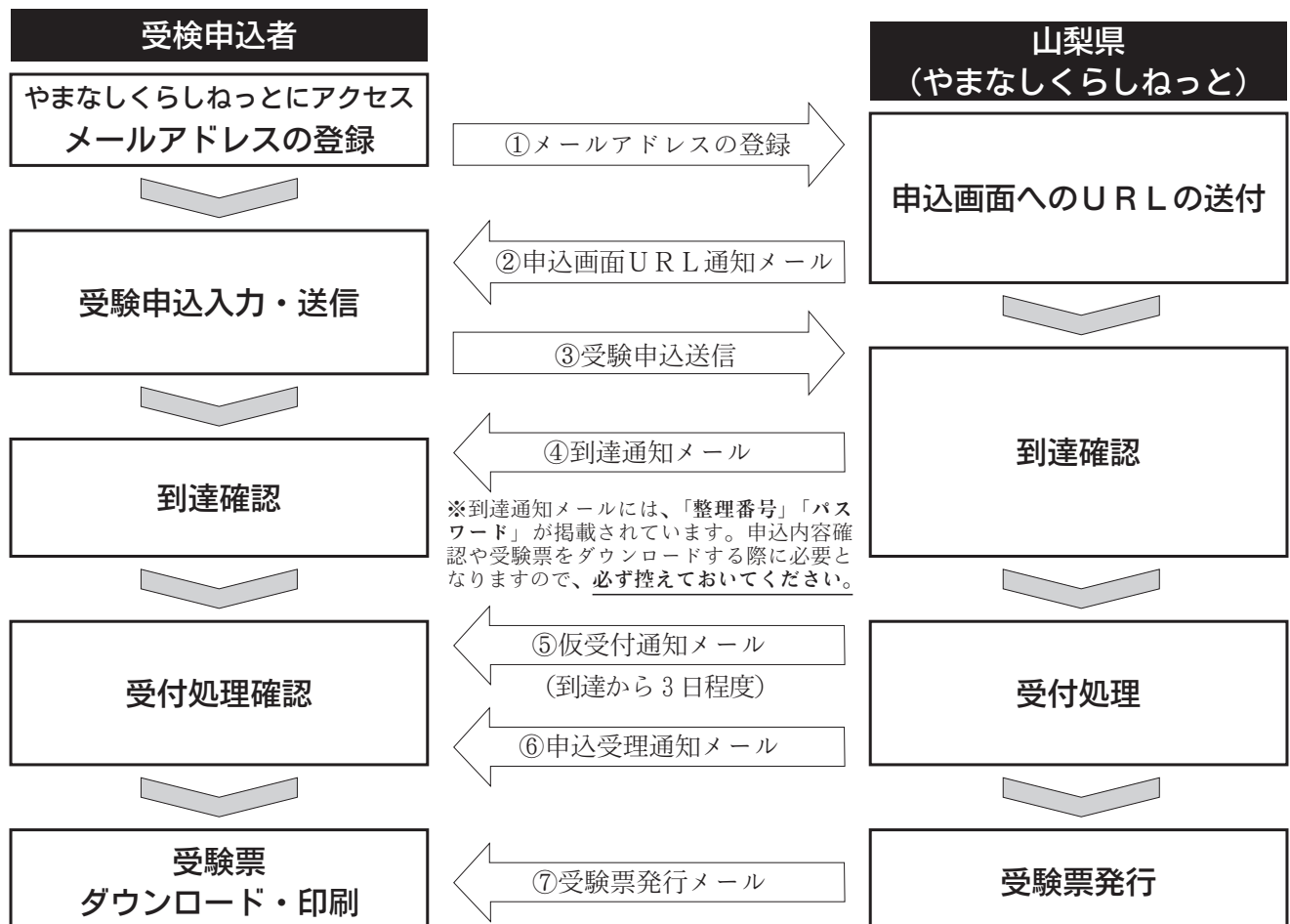
9 合格から採用まで

人事委員会は、任命権者に対し最終合格者を通知し、これに基づいて任命権者が採用者を決定します。なお、採用は、令和8年4月1日の予定です。

10 受験手続

必ずインターネットで申し込んでください。なお、インターネットで申込みができない方は、8月15日（金）までに人事委員会事務局までお問い合わせください。

受付期間	令和7年8月8日（金）～8月25日（月）午後5時15分（受信有効） 8月8日～8月24日は、24時間いつでも受け付けますが、<u>8月25日は午後5時15分までに</u>正常に受信したものに限り受け付けます。
申込方法	申込みに際しては、山梨県職員採用サイト「採用試験・説明会情報」ページの「申込方法」を<u>必ず最後まで読んだ上で</u>、山梨県電子申請サービス「やまなしくらしねっと」からお申し込みください。（https://apply.e-tumo.jp/pref-yamanashi-u/）
受験票の作成	受験票は、申込受理後に「やまなしくらしねっと」上にアップロードします。予定時期は申込時にお知らせします。受験者は、各自ダウンロード及び印刷（A4）し、申込み前6月以内に撮影した写真（タテ4.5cm・ヨコ3.5cm、上半身（胸から上）、脱帽正面向き）を受験票に貼り、試験当日に必ず持参してください。 <u>受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。</u>
注 意 点	<u>複数の試験職種の申込みはできません。</u> 受付期間終了後の試験職種の変更は認めません。予期せぬ機器停止や通信障害などが発生した場合には、受付ができませんが、この場合のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、十分注意してください。 なお、申込データの到達（データが到達すると到達通知メールが自動送信されますので必ず確認してください。）から土曜日・日曜日・祝日を除いて3日間程度で仮受付メールを送信します。<u>4日以上経過しても仮受付メールが到達しない場合は、直ちに人事委員会事務局に連絡してください。</u>



● 注 意 事 項

- ・ 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できません。ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。
- ・ 試験当日は、次の書類等を持参してください。
 - ① 受験票
 - ② 次のアからエまでのうちいずれか一つ
 - 【障害者区分】
 - ア 身体障害者手帳又は指定医等による身体障害を有する旨の診断書等
 - イ 療育手帳等又は児童相談所等が発行した知的障害者であることの判定書
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳
 - 【難病患者区分】
 - エ 障害者総合支援法の対象となる疾病の診断書又は特定医療費(指定難病)受給者証
 - ③ 濃さ HB の鉛筆、ボールペン、消しゴム(砂消しなど紙を破損するおそれのあるものは不可)、鉛筆削り及び時計(計時機能だけのものに限る)、昼食
 - ④ 点字による受験を希望する方は点字用器具
- ・ 受験票には写真(タテ4.5cm・ヨコ3.5cm、上半身(胸から上)、脱帽正面向き、申込み前6月以内に撮影したもの)を貼って、持参してください。写真のない者は、受験できません。
- ・ 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の電子機器類は、試験中の使用(時計代わりにの使用を含む。)は認めません。
- ・ 試験会場への問合せは、試験日前・当日問わず行わないでください。
- ・ この採用試験の実施に関して収集する個人情報、この採用試験のために必要な範囲でのみ使用します。
- ・ 地震、台風等の災害等により、やむを得ず試験日程を変更するなど、試験に関して緊急のお知らせがある場合には、山梨県職員採用サイト等でお知らせします。

職員採用サイト



試験についてのお問い合わせは

山梨県人事委員会事務局

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1（県庁別館 3 階）

TEL.055-223-1821

山梨県職員採用サイト

山梨県 職員採用サイト

検 索

<https://www.pref.yamanashi.jp/jinji-iin/saiyou/>

